

受注される事業者様へ

現在、契約事務に関して受注者様に押印を求めている書類のうち、次の書類及び当該書類と同様の内容であるものについては、押印を省略します。

記名又は署名のみでかまいません。

記

押印省略が可能な書類

書類の内容	書類名（例示）
入札や見積合せの辞退	入札辞退届、見積辞退届
契約の着手	着工届、着手届
現場代理人の兼任	現場代理人兼務申請書
下請負人の決定及びその理由	一部下請負通知書、下請負人選定理由書
現場責任者の経歴	略歴書
進捗管理及びスケジュール管理	工程表
業務の完了	工事完成届、業務完了届
※業務の完了後に、目的物・成果物の引渡しに関する書類の提出がある場合に限り、業務の完了に関する書類に押印を省略することができます。	
その他	建設業退職金共済掛金収納書、建設業退職金共済証紙を購入しない理由書、建設資材購入通知書

押印省略ができない書類

書類の内容	書類名（例示）
契約締結の意思表示	入札書、見積書、入札書及び見積書についての委任状、内訳書、契約書、請書、変更契約書、変更請書 ※ただし電子入札システムによる入札では、内訳書に押印不要。
責任者の選任及び変更	現場代理人等選任（変更）通知書
工期及び納期の変更	工期変更協議書
目的物・成果物の引渡し	工事目的物引渡申出書、納品書、納入書

文書取扱/契約係